

福岡県公報

平成24年3月12日
第3374号

目次

告示(第380号-第387号)

○保安林予定森林の所在場所等	(森林保全課) ……………	1
○保安林予定森林の所在場所等	(森林保全課) ……………	1
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課) ……………	2
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課) ……………	2
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課) ……………	2
○福岡県領収証紙売りさばき人の指定	(会計管理局会計課) ……………	2
○道路の区域の変更	(道路維持課) ……………	3
○道路の供用の開始	(道路維持課) ……………	3

選挙管理委員会

○平成23年4月10日執行の福岡県議会議員一般選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の一部訂正(市町村支援課) ……………		3
---	--	---

告示

福岡県告示第380号

保安林の指定をする予定であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2の規定により次のように告示する。

平成24年3月12日

福岡県知事 小川 洋

- 保安林予定森林の所在場所
京都郡みやこ町勝山浦河内字田尾628-1
- 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第381号

保安林の指定をする予定であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2の規定により次のように告示する。

平成24年3月12日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

京都郡苅田町大字二崎字白石410、字二先山463-6(次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び苅田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第382号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成22年7月福岡県告示第1210号北九州都市計画道路事業3・4・200号折尾東西線〔北九州市施行〕の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成24年3月12日

福岡県知事 小川 洋

1 事業施行期間

平成22年7月21日から平成31年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第383号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成19年2月福岡県告示第415号北九州都市計画道路事業3・4・200号折尾東西線及び北九州都市計画道路事業3・4・199号折尾南北線〔北九州市施行〕の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成24年3月12日

福岡県知事 小川 洋

1 事業施行期間

平成19年3月15日から平成31年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

福岡県北九州市八幡西区北鷹見町地内を加える

福岡県告示第384号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成18年3月福岡県告示第679号北九州都市計画道路事業3・5・107号紫川東線〔北九州市施行〕の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成24年3月12日

福岡県知事 小川 洋

1 事業施行期間

平成8年1月19日から平成28年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

福岡県告示第385号

福岡県領収証紙条例（昭和39年福岡県条例第48号）第3条第1項の規定に基づき、次のように福岡県領収証紙の売りさばき人を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

平成24年3月12日

福岡県知事 小川 洋

売りさばき人 証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	指定年月日
510	福岡市博多区石城町1番1号 NDSデータソリューションズ 株式会社	福岡市中央区天神一丁目1番 1号 アクロス福岡3階福岡 県パスポートセンター内	平成24年 3月26日

福岡県告示第386号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年3月12日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
直方	県道	上新入直方線	前	直方市山部278番1先から 直方市古町731番1先まで	10.0 ～ 13.6	306.0
			後	直方市山部278番1先から 直方市古町731番1先まで	10.0 ～ 13.6	306.0

福岡県告示第387号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成24年3月12日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年3月12日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
直方	上新入直方線	直方市山部278番1先から 直方市古町731番1先まで

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第32号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条第1項の規定による選挙運動に関する収支報告書について、平成23年4月10日執行の福岡県議会議員一般選挙（北九州市小倉南区選挙区）における候補者高瀬菜穂子の出納責任者から訂正の報告があったので、同法第192条第1項の規定に基づき公表した平成23年4月10日執行の福岡県議会議員一般選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨（平成24年2月福岡県選挙管理委員会告示第25号）の一部を、次のとおり改める。

平成24年3月12日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克己

平成23年4月10日執行の福岡県議会議員一般選挙（北九州市小倉南区選挙区）における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨中、高瀬菜穂子の項を次のとおり改める。

No.2

候補者氏名	高瀬 菜穂子	所属党派	日本共産党	出納責任者氏名	黒坂 佳男
第1回報告分	期間	平成23年3月1日から平成23年4月22日まで		報告書受理年月日	平成23年4月22日

収入	支出
主たる寄附 (氏名・団体名) (職業) (寄附額)	人件費 180,000円 家屋費 280,000円 (選挙事務所費 280,000円) (集会会場費 0円)
日本共産党門司小倉地区委員会 580,069円	通信費 0円
宇土 博史 無職 90,000円	交通費 0円
酒井 順子 無職 90,000円	印刷費 725,560円
	広告費 109,200円
	文具費 9,817円
	食糧費 2,292円
その他の寄附	休泊費 0円
その他の収入	雑費 3,200円
今回計 760,069円	今回計 1,310,069円
前回計 0円	前回計 0円
総計 760,069円	総計 1,310,069円

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	ポスターの作成	550,000円
	計	550,000円